

予定配当率および募集要項

元本保証型合同運用指定金銭信託「未来に託す」2025年8月号

未来に託す
遺言代用信託

・「未来に託す」2025年8月号の予定配当率は以下のとおりです。

| 信託設定日 | 予定配当率 | 申込締切日 (申込金振込期日) |
|-------------------|---------------------------------|--------------------|
| 2025年 8月29日(金) | 年 0.50% (税引後 年0.398%) | 2025年 8月1日(金) |

※原則として収益金に対し、20.315%が源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)されます。

- 上記の予定配当率は、2025年8月1日(金)までに申し込みいただき、2025年8月29日(金)に信託設定した場合のものであり、信託契約日から初回の決算日までの計算期間に適用するものです。
- 本商品は、確定利回り商品ではなく、予定配当率はこれを保証するものではありません。
- 予定配当率は、毎年決算日に見直しを行います。
- 収益金は、毎年、信託契約日が属する月と同一月の最終営業日を期日として計算し、5営業日目に支払います。
- お客さまに支払われる信託元本には、信託終了日の翌日以降、付利しません。
- 運用報酬として、毎年の決算日と信託終了日に、運用収益からお客さまへの収益金および信託事務の処理に必要な費用等を差し引いた金額をオリックス銀行(受託者)は受領します。
- 申込締切日までに信託設定申込書および申込金の入金が確認できない場合には、申し込みの受け付けができませんので、あらかじめご了承ください。

「未来に託す」は、相続が発生したとき、複雑な手続きに悩まされることなく、スムーズに受取人が**ご資金を一括で受け取る**ことができます。

「未来に託す」の特長

特長1

安心の
「元本保証」

元本が保証されている商品なので安心です。

特長2

中途解約
「可能」

中途解約が無料でできます。
(ただし全部解約のみ)

特長3

年1回
「配当金」

年1回郵送される配当金のお知らせを確認ができます。

信託した財産は**遺産分割協議の対象外**。
遺留分については十分ご注意ください。

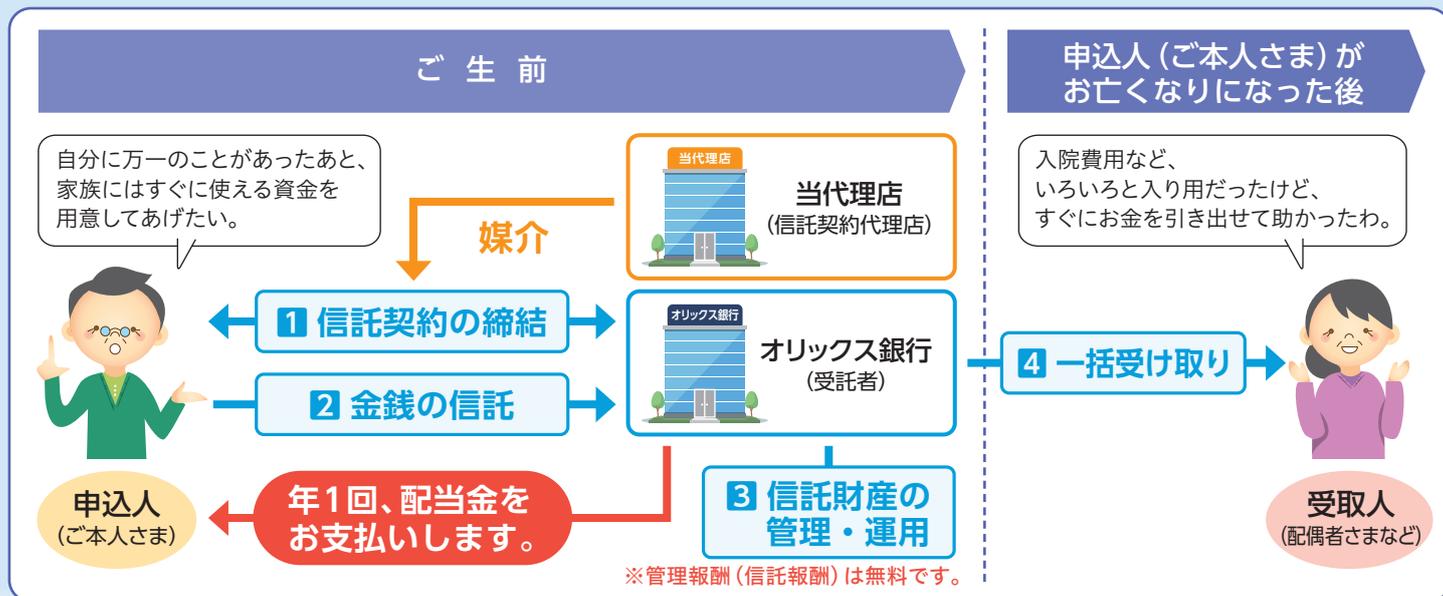
お申し込みは100万円から。手軽に始められます。

相続の際は、**全額を一括で受け取る**ことができます。



申込人（ご本人さま）からお預かりしたご資金を、申込人（ご本人さま）に相続が発生した際に、あらかじめ指定いただいた受取人の方に一括でお渡しする仕組みです。

「未来に託す」の仕組み



「未来に託す」募集要項

この募集要項は、「商品説明書」とともに信託業法第76条で規定する同法第25条の規定により、信託契約代理店としての当代理店がお客さまに説明する事項を記載するものです。また、別途お渡しまたは送付する「元本保証型合同運用指定金銭信託 約款」および「信託設定のお知らせ」とあわせて、信託業法第26条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条による準用）の規定により、受託者としてのオリックス銀行が交付するものです。

2025年6月9日現在

| | |
|----------|---|
| 1. 商品名 | 元本保証型合同運用指定金銭信託〈未来に託す〉2025年8月号 |
| 2. 申込金額 | 100万円以上3,000万円以下（100万円単位）※申込人（ご本人さま）ご保有の金融資産の1/3までの金額とさせていただきます。 |
| 3. 募集期間 | 2025年6月9日 から 2025年8月1日 まで |
| 4. 信託契約日 | 2025年8月29日 ※証書等は、信託契約日から1週間程度で郵送します。 |
| 5. 信託終了日 | 2025年8月31日 ※信託終了日が非銀行営業日に当たる場合は、その前営業日を信託終了日とします。 |
| 6. 決算日 | 毎年、8月の最終営業日（計算期日）および信託終了日 ※決算日に予定配当率に基づきお客さまの収益金を計算します。 ※収益金の計算は、上記のほか、約款変更に対するお客さまからの受益権の買取請求によりこの信託契約が終了する場合には行います。 |
| 7. 予定配当率 | 年0.50%（税引後 年0.398%） ※信託契約日から初回の決算日までの計算期間に適用する配当率です。 ※毎年、8月の決算日に配当率は見直します。 |
| 8. 申込手数料 | 本商品は申込手数料がかかります。詳しくは、各代理店へお問い合わせください。 |
| 9. 信託報酬 | ・管理報酬はかかりません。 ・運用報酬は、毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用等を差し引いた金額（信託元本に対して年0.01%から3.00%の範囲内）です。 |
| 10. 受託者 | オリックス銀行株式会社 〒105-0014 東京都港区芝3-22-8 |

【ご注意事項】

- 申込人（ご本人さま）、および受取人（相続人となる方が予定される方から指名いただきます）は、未成年者を除く、日本国籍を有し、日本国内に住所を有する個人で、代理人を必要としない方に限ります。
- 他の相続人の遺留分を侵害している場合には、受取人への支払いができないことがあります。相続人の遺留分等を考慮のうえ金額を決定してください。
- 申し込みの際、受取人等に本商品を契約する意思をお伝えいただくことをお勧めします。
- 管理報酬はかかりません。運用報酬として、運用収益から申込人（ご本人さま）への収益金および信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額をオリックス銀行（受託者）は受領します。
- 受取人による信託財産の受け取りは、原則、受取人名義のご指定の預金口座によるものとします。
- 申し込みの取り消しは、募集期間の経過後は受け付けません。中途解約をご希望の場合は、信託設定後にお手続きをお願いします。この場合、申込手数料は返金されませんのでご注意ください。
- 本商品は金銭信託であり、預金とは異なります。予定配当率はこれを保証するものではなく、オリックス銀行は利益の補足を行いません。
- オリックス銀行は、信託元本に万一欠損が生じた場合はこれを完全に補てんします。ただし、オリックス銀行に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には履行できません。
- 本商品は預金保険制度の対象となります。詳しくは、商品説明書および約款をご確認ください。

「未来に託す」のご用命はこちらまで

当代理店は、本商品に係る信託契約の締結を媒介します。締結の代理は行いません。お客さまとオリックス銀行株式会社（所属信託兼営金融機関）がご契約の当事者となります。